

運営推進会議について

運営推進会議について

介護保険指定地域密着型サービス事業所（夜間対応型訪問介護事業所を除く）については、現在、運営推進会議の開催が、厚生労働省の基準省令において義務づけられています。

1. 目的

地域との連携や運営の透明性を確保するため、事業所が自ら設置するもので、利用者、市町村の職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

2. 構成員（参加者）として基準上明記されているもの

1	利用者
2	利用者の家族
3	地域住民の代表（例：町内会役員、民生委員など）
4	市町村の職員又は地域包括支援センターの職員
5	提供するサービスについて知見を有する者（例：地域の医療関係者など）

運営推進会議について

3. 開催頻度

サービスの種類	開催回数
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2月に一回以上
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	おおむね6月に一回以上

※平成28年度から、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護においても、運営推進会議の開催が義務付けられました。

4. 議題について

単に事業所の状況報告にとどまらず、地域との連携や、事業所の運営、在宅介護に関する事など幅広いテーマについて、運営推進会議の委員から意見・助言を受けてください。

■ 「活動状況の報告」についての例

- 事業所の運営方針や特色
- 運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均要介護度の推移など）
- 自己評価、自己点検結果およびその改善措置
- 研修その他従業者の資質向上のための取り組みの状況
- 人員体制や人事異動に関する事
- 苦情、事故、ひやりはつと事例およびその対応状況や再発防止策などの取り組み
- 事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- 地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- 地域において開催された行事や活動への参加・協力状況
- 非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
- 前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
- 前回の会議において見出された課題・問題点等に対する対応（改善）状況 など

5. 議事録の作成、公表、報告について

議事録の作成⇒活動状況の報告内容、評価、要望、助言等についての「記録(議事録)」を作成してください(5年間保存)。

議事録の公表⇒事業所のホームページや事業所内の見やすい場所への掲示等

報告⇒開催後1カ月以内を目安として、市介護保険課及び地域包括支援センターに提出してください。

6. 留意点

記録について

- ・運営推進会議の構成員が業務の都合等により、やむを得ず会議を欠席する場合は、その旨を記録すること
- ・地域に開かれたサービスとするために、個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること

7. 地域密着型サービスの自己評価及び第三者評価の提出

(1) 認知症対応型共同生活介護

外部評価(第三者評価)結果を公表、提出してください。また令和3年度から小規模多機能型居宅介護型同様、自己評価を行い、これを運営推進会議で報告し評価を受けて公表、提出する方法でも可となりました。

(2) 小規模多機能型居宅介護

自ら実施する小規模多機能型居宅介護の質の評価(自己評価)を行い、これを運営推進会議で報告し評価を受けてから公表、提出してください。

(3) 提出期限

毎年4月末日まで

第三者評価受審頻度緩和について

認知症対応型共同生活介護は、年に1回以上、外部評価(第三者評価)を実施することとしていますが、次に掲げる要件を全て満たす場合は、2年に1回の実施にすることを認めます。別途申請が必要になります。

- ①過去に第三者評価を5年間継続して実施していること
- ②①により実施した「自己評価及び第三者評価結果(省令別紙4の1又は兵庫県が公開する様式1)及び「目標達成計画」(省令別紙4の2又は兵庫県が公開する様式2-1)を三木市に提出していること。
- ③運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。
- ④前年度に開催された運営推進会議に、三木市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
※書面開催の場合でも、必ず、三木市の職員又は地域包括支援センターの職員の意見をもらうこと(令和5年4月から適用)。
- ⑤②に掲げる「自己評価及び第三者評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6(兵庫県が公開する第三者評価項目の9)の項目の実施状況が適切であること。

※受審頻度緩和の要件で「過去に外部評価を5年間の継続実施していること」について運営推進会議による評価は外部評価とみなさないため注意してください。